

分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例〔旅客営業規則第160条の4〕

特定列車による折り返し区間外乗車の特例〔旅客営業規則第160条の6〕

対象区間	第160条の4第1項	第160条の4第2項	第160条の6
東釧路・釧路間	●		
新旭川・旭川間	●		
白石・札幌間	●		●
桑園・札幌間	●		
沼ノ端・苫小牧間	●		
川部・弘前間	●		●
追分・秋田間	●		
羽前千歳・山形間	●	●	
北山形・山形間	●	●	●
安積永盛・郡山間	●		
余目・坂田間	●		
宮内・長岡間	●	●	●
宝積寺・宇都宮間	●		
日暮里・上野間			●
神田・東京間	●	●	
代々木・新宿間	●	●	
新前橋・高崎間	●	●	
倉賀野・高崎間	●	●	
東神奈川・横浜間	●	●	
塩尻・松本間	●	●	
金山・名古屋間	●		●
近江塩津・敦賀間	●		
山科・京都間	●	●	
新大阪・大阪間	●	●	
尼崎・大阪間	●	●	
東岡山・岡山間	●		
倉敷・岡山間	●		●
備中神代・新見間	●		●
伯耆大山・米子間	●		
宇多津・高松間			●
宇多津・丸亀間	●		
多度津・丸亀間	●		
池谷・勝瑞間	●		
佐古・徳島間	●		
佃・阿波池田間	●		

向井原・伊予市間	●		
北宇和島・宇和島間	●		
海田市・広島間	●		
横川・広島間	●		
長門市・仙崎間			●
幡生・下関間	●		●
西小倉・門司港間			●
西小倉・小倉間	●	●	●
吉塚・博多間	●	●	
久保田・佐賀間	●		
城野・小倉間	●	●	
江北・肥前浜間			●
浦上・長崎間	●		
宇土・熊本間	●		
田吉・南宮崎間	●		